令和六年農林水産省·経済産業省令第二号

省令では、大学のでは、

等に関する省令を次のように定める。 等に関する省令を次のように定める。 きに関する省令を次のように定める。 きに関する省令を次のように定める。 きに関する省令を次のように定める。 きに関する省令を次のように定める。 きに関する省令を次のように定める。

(合法性の確認の方法)

3

第二条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に第二条 合法伐採木材等の主務省令で定めるものは、第政令第一条第一号の主務省令で定めるものは、第関する法律第六条第二項第二号の情報を定めるものは、第の令権を定める規定とする。

十四条第一号及び第三号規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第号)第十条の八第一項第十一号 森林法施行 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

五号から第十号まで 行規則第六十条第一項第一号、第二号及び第 二 森林法第三十四条第一項第九号 森林法施

(原材料情報に関する記録の作成方法)

記録することにより行うものとする。の作成は、取引において通常用いている名称をの作成は、取引において通常用いている名称を分類又は整理をした記録を作成すること。類、取引をした期間その他の区分に応じて、

記録することができる。 出録することができる。 記録することができる。 記録することができる。 記録することができる。 記録することができる。 記録することができる。 記録することができる。 記録することができる。

(原材料情報に関する記録の保存期間) 部分を記録することにより行うものとする。 部分を記録することにより行うものとする。 と第六条第二項第二号に掲げる情報の記録の

第四条 法第七条第一項の主務省令で定める期間 第四条 法第七条第一項の主務省令で定める期間 は、五年(同項に規定する譲渡しをするまでの期間 は、五年(同項に規定する記録を作成した日か

第五条 法第七条第二項の規定による記録の作成第五条 法第七条第二項の規定による記録の作成することができる措置がとられているときすることができる措置がとられているときすることができる措置がとられているときすることができる措置がとられているときすることができる措置がとられているときないて記録を一括して保存している事務所等において一括したる事務所等ごとに作成すること。ただし、主とのはいて記録を一括して保存している事務所等に照会することができる措置がとられているときまる。

ること。 に応じて、分類又は整理をした記録を作成す 等であるか否かの別、その理由その他の区分 三 法第七条第二項に規定する合法性確認木材

(合法性の確認に関する記録の保存期間)

でとする。 第八条 法第七条第二項の主務省令で定める期間

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ第七条 法第八条の規定により行うものとする。(木材関連事業者による情報の伝達方法)

スは口に掲げるもの 又は口に掲げるもの 又は口に掲げるもの 又は口に掲げるもの 現定により原材料情報 ス 法第六条第一項の規定により原材料情報 ス 法第六条第一項の規定により原材料情報 ス は 立 に 表 第 元 条 第 一 項 の 規定により 原 材 料 情 報 又 は 口 に 掲 げ る も の れ れ た ファイルに 当 該 事 東 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 接続する 電 気 通信 回線 を 通 じ て 間 連 事 業 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 接続する 電 気 通信 回線 を 通 で の 根 定 に よ り 原 材 料 情 報 れ た ファイル に 当 該 事 項 を 記 録 せ に よ り 原 材 料 情 報 れ た ファイル に 当 該 事 項 を 記 録 せ に よ り 原 材 料 情 報 イ 法 第 六条 第 一 項 の 規 定 に よ り 原 材 料 情 報 イ 法 第 六条 第 一 項 の 規 定 に より 原 材 料 情 報 イ 法 第 六条 第 一 項 の 規 定 に より 原 材 料 情 報 イ 法 第 六条 第 一 項 の 規 定 に より 原 材 料 情 報 イ 法 対 よ り 原 材 料 情 報 イ 法 第 六条 第 一 項 の 規 定 に より 原 材 料 情 報 イ 法 前 み に よ り 原 材 料 情 報 イ 法 前 か に よ り 原 材 料 情 報 イ ま か に よ り 原 材 料 情 報 イ ま か に よ り 原 材 料 情 報 イ ま か に よ り 原 材 料 情 報 か に よ り 原 材 料 情 報 イ ま か に よ り 原 材 料 情 報 イ ま か に よ り 原 材 料 情 報 れ た ファイル に 当 が よ り 原 材 料 情 報 か に よ り 原 材 料 情 報 か に よ り 原 材 料 情 報 か に よ り 原 材 料 情 報 か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 材 料 情 報 と か に よ り 原 れ か に よ り 原 材 料 情 れ た り に よ り 原 れ か に よ り 原 れ か に よ り 原 れ か に よ り に よ り に よ り 原 れ か に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に よ り に ま り に よ り に ま り に よ り に ま り

品書、規格書その他これらに類するものに伝三 木材等の包装若しくは容器又は送り状、納達すべき事項を記録したものを交付する方法体をいう。)をもって調製するファイルに伝二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒

なければならない。 というさいできるものでとにより書面を作成することができるものでたが関連事業者がファイルへの記録を出力するが 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、他の達すべき事項を表示する方法

(木材関連事業者による伝達事項)

労力条 法第十二条の主務省令で定める基準は、

括して作成することができる。

量が三万立方メートル 本第六条第一項第一号及び第三号に規定す

に定める基準 に定める基準 に定める基準

をする総量が一万五千トン イの木材以外の木材等 年間の譲受け等譲受け等をする総量が三万立方メートル 法第二条第一項に規定する木材 年間の

定期の報告

第十条 法第十二条の規定による報告は、書面又なければならない。

く。) 経済産業大臣 に係る木材等(前号及び次号の木材等を除に係る木材等(前号及び次号の木材等を除す、 一 法第六条第一項第二号に規定する譲受け等材 (第三号の木材等を除く。) 農林水産大臣材 (第三号の木材等を除く。) 農林水産大臣

び経済産業大臣 に掲げる行為に係る木材等 農林水産大臣及三 法第六条第一項第一号又は第三号及び前号

附則

y。 この省令は、令和七年四月一日から施行す